

省

令

○農林水産省令第六十七号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規
則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成九年九月二十六日

農林水産大臣 越智 伊平

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第一号に掲げる港」の下に
「、飼料用植物及びびわら（船積貨物に限る。）につ
いては第二号に掲げる港」を加え、「第二号」を「第
三号」に、「第三号」を「第四号」に、「第四号」を
「第五号」に改め、同項第四号を同項第五号とし、
同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項
第三号とし、同項第一号の次に次のように加える。

一 唐津港

二 附 則

この省令は、平成九年十月一日から施行する。